

「明和亥年 御評儀書拔」(一)

―明和期の京都町奉行所に関する史料の紹介と分析―

小 倉 宗

はじめに

江戸時代の京都は、朝廷の所在地や手工業・宗教の中心地であり、幕府にとって江戸や大坂とならぶ最重要の直轄都市であった。幕府による京都の支配は、寛文八年(一六六八)までは一人制の大名役である所司代が、同年以降は二人制の旗本役である京都町奉行がそれぞれ担当した。

京都町奉行は、所司代(「二条」)の指揮監督のもと、東西二つの奉行所に分かれて月番交代で勤務した。また、奉行の部下として、東西それぞれに与力二〇人と同心五〇人が付属し、公事方・勘定方・目付方(新家方を兼帯)・証文方・欠所方(川方を兼帯)などの「役所」(奉行所内の部局)において、行政や裁判をはじめとする各種の業務に従事した。さらに、奉行所と住民の間をつなぐ中間的な存在として、「洛中」を担当する町代一〇数人と「洛外」を担当する雑色四人がいた。

加えて、京都町奉行は、①山城や近江・丹波、大和などにおいて国を単位に広域的な行政や裁判を実施する(複数の所領にまたがり、個別の領主では解決できないような問題を広域的に処理する)とともに、②享保七年(一七二二)以前は上方の八ヶ国(山城・大和・近江・丹波の東部四ヶ国と摂津・河内・和泉・播磨の西部四ヶ国)、同年以降は

上方の東部四方国をそれぞれ範圍として、土地に関する紛争（「論所」）などを裁判した。^①

このように、京都町奉行は、都市京都を直轄するのみならず、広汎な地域と分野にわたる支配を行っており、幕府のなかでも重要な位置にあった。しかし、同奉行やその奉行所に関する史料は、天明八年（一七八八）などの数度にわたる大火と幕末・維新期の混乱によって多くが失われたため、現在でも、発掘や分析が十分に進んでいない状況にある。

そこで、本稿では、京都町奉行所に関する史料として、篠山市教育委員会（同市立青山歴史村）所蔵の丹波篠山藩（青山家）古文書に収められる一冊の帳面「明和亥年 御評儀書拔」を紹介・分析する。

この史料は、京都町奉行所の多様な業務を統一的に整備・改革するため、「明和亥年」^② 明和四年（一七六七）から同七年にかけて西町奉行の大田正房（明和元年閏二月一日～九年一〇月八日に在任）と東町奉行の石河政武（明和三年九月二日～七年閏六月三日に在任）が審議・決定した事項^③「御評儀事」を奉行所の与力が一六三カ条にまとめた帳面の写本である。転写する際に生じたと思われる誤記や欠落があるものの、同奉行所に関する史料が乏しい現状では、時期が比較的明確であり、幅広い内容をもつ本史料の学術的価値は高い。

なお、京都町奉行所の「明和亥年 御評儀書拔」が、譜代大名である丹波篠山藩青山家の史料群に残された理由は不明である。しかし、天明五年九月一〇日～天保六年（一八三五）閏七月一六日に藩主であった青山忠裕が、寺社奉行や大坂城代、所司代、老中などの幕府要職を歴任していることから、とくに所司代に在任した享和二年（一八〇二）一〇月一九日～四年一月二三日の間（やその前後）に、かつて所司代を経験した他の譜代大名家か、奉行所の関係者より入手した（借りて写した）可能性が第一に考えられる。^④ また、篠山藩の所在する丹波は、京都町奉行が広域支配する地域であったため、藩政の必要上から、同藩の役人が奉行所の関係者より何らかの方法で入手した可能性もある。

いずれにしても、本史料には入手の経緯に関する記述がなく、詳細はわからない。

ところで、明和期（一七六四～七二）以降の京都町奉行所に関する史料については、安竹貴彦氏の優れた仕事があ⁵る。その要点は次の通りである。

（1）①京都町奉行所の裁判手続（私的な紛争を解決する「出入筋」と犯罪者を処罰する「吟味筋」）については、金銭債権に関する紛争（「金銀出入」）の処理法を論じた宇佐美英機氏の一連の業績を除くと、研究が進展していないこと、②「この分野の研究進化に不可欠な素材となるであろう京都町奉行所関係文書―特に実務に携わる与力・同心らによって作成された―の発掘と紹介も、未だ充分とは言い難い状態にある」こと、などを指摘したうえで、③同奉行所の関係史料として、天理大学附属天理図書館所蔵の「裁判心得」を翻刻・紹介する。

（2）翻刻した「裁判心得」を分析し、①この史料は、一七七カ条の記事からなり、はじめの一〇〇カ条程度が出入筋に、残りが吟味筋やその他の業務におおむね対応していること、②与力などの実務マニュアルとして作成・活用されたこと、③東町奉行所の（主に裁判を担当する）公事方与力によって作成された可能性が高いこと、④記事中にみえる年月の下限が寛政六年（一七九四）四月であり、それ以降に作成されたと推測しうること、⑤寛保（一七四一～四四）・延享（一七四四～四八）・明和・安永（一七七二～八一）・天明（一七八一～八九）・寛政（一七八九～一八〇一）の各年号が散見することから、一八世紀中ごろ～末の京都町奉行所における各種の業務内容を反映していること、⑥この時期には（東西の二人制である）大坂町奉行と同様に、東西の京都町奉行の間で積極的に「評儀」が行われ、その内容が記録・利用されたこと、⑦東町奉行石河政武、西町奉行山村良旺（安永二年七月一日～七年閏七月二〇日に在任）、東町奉行菅沼定喜（寛政元年九月七日～九年一〇月二二日に在任）の名前がしばしば登場しており、一八世紀後半の明和・安永・寛政期は同奉行所において出入筋の業務が活発に

改正される時期であったこと、⑧とりわけ明和期の石河は、出入筋のみならず奉行所の業務全般にわたる整備・改革に主導的役割を果たしたこと、などを明らかにする。

安竹氏の成果は、「裁判心得」という京都町奉行所に関する新史料を発掘・紹介するとともに、主として出入筋の面から、一八世紀後半の同奉行所における業務のあり方を検証した貴重なものである。これに対して、本稿でとりあげる「明和亥年 御評儀書抜」は、対象とする時期が明和四〜七年、登場する奉行が石河政武（・大田正房）に限定されるものの、「裁判心得」と文章や内容の共通する部分がきわめて多い。二つの史料を概観すると、おそらくは、「明和亥年 御評儀書抜」（と同系統の史料）がベースとなり、寛政期にいたるまで加除修正の重ねられたものが「裁判心得」であると推測される。

一方、「明和亥年 御評儀書抜」と関係の深い石河について、鎌田道隆氏は次のように述べる^⑧。

この石河政武は歴代の京都町奉行のなかでも、とくに名奉行としての評判の高い人である。実際、彼が在任中に示した英断には、みるべきものが多い。明和四年（一七六七）の沽券状改めの制度などは、そのもつとも代表的なもので、明治になってからでさえ、良法として踏襲されている。沽券状改めの制度とは、各町ごとに家屋敷の売買・相続を調査して、軒並みに家屋敷の伝来状況を帳面に記録しておく方法である。これによって、京都の町々における家屋敷をめぐる争いが非常に減少したという。

すなわち、①石河は名奉行として知られ、京都東町奉行の在任中に「みるべき」業績を多数残したこと、②その代表的な事例が、明和四年の沽券状改めの制度であること、などがわかる。そして、この沽券状改めに関連する内容は、「明和亥年 御評儀書抜」の第四一条や第六一条にも記載されている。

明和四〜七年という特定の時期を対象にした「明和亥年 御評儀書抜」は、安永や寛政を含む長い期間を考察する

には不向きだが、石河政武が改革を主導したと想定される明和期の状況を全体的に把握するには適した史料といえる。さらに、「裁判心得」と比較・検討することにより、宇佐美氏や安竹氏の論じた一八世紀後半における京都町奉行所の業務内容とその整備・改革の過程はいっそう明らかになるものと考ええる。

第一章 史料の紹介

【凡例】

一、本稿では、篠山市教育委員会（同市立青山歴史村）所蔵の丹波篠山藩（青山家）古文書に収められた「明和亥年御評儀書拔」一冊を翻刻・紹介する。今後、本史料の概要と、京都町奉行所における業務の内容やその整備・改革について解説・分析する予定である。

一、漢字は原則として常用字体を用い、それにはないものは正字体を用いた。かなは現行の字体に改めた。ただし、次の異体字・俗字・合体字・かなは残した。

| | | | |
|-------|-------|------|------|
| 躰(体) | 麿(粗) | 俣(儘) | 噉(扱) |
| 扣(控) | 斗(計) | 并(并) | メ(貫) |
| ノ(して) | ち(より) | 江(え) | 而(て) |
| 与(と) | 者(は) | 茂(も) | |

一、くりかえし記号について、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」とした。

一、読解の便をはかるため、読点(、)や並列点(・)を施した。また、平出や欠字は一字あけた。

一、各箇条には通し番号を付した。また、通し番号や人名・役職・年次などの翻刻者による注記は、本文あるいはそ

の傍に（ ）をもって示した。さらに、誤記や意味不明の部分は、正しい内容や（ママ）の傍注を付した。本文における欠落の部分は「」をもって補った。

一、朱筆・表紙・見返しなどは、「」でくくり、（朱筆）などの傍注を付した。

一、現在からみて人権を侵害すると解釈される語句が一部に含まれるが、歴史的・学術的史料として原文を尊重した。
一、誤記や欠落等の修正・補充にあたっては、安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」（一）（二・完）

——一八世紀後半の京都町奉行所関係文書」（『大阪市立大学 法学雑誌』第五四卷第一号・第五八卷第三・四号、二〇〇七・一二年）を参照した。

【翻刻】

「^{〔表紙〕}（方郭朱印「篠山蔵本」）

明和亥年

御評議書抜

「^{〔見返し〕}（方郭朱印「篠山蔵本」）

「^{〔扉〕}明和亥年

御評儀書拔」

明和亥年^(四)

(正房、京都西町奉行)

太田播磨守殿

(政武、同書奉行)

石河土佐守殿

御評儀事書拔

^(第一卷)一、被盜物、吟味中持主江預ケ置、落着之節とらす、

^(第二卷)一、家替二而引取候者、縁類江引渡度旨願出、対決之上引渡難申付節者、其当人何方江成共立退候〔様〕申渡ス、

^(第三卷)一、金銀掛り合等、其当人有之節ハ、

為御替銀 金座御用銀 上納会所銀

家質会所 長崎御藏払 御役所銀

三拾年賦 御囲米代

^(朱筆)「右八ヶ条之内七ヶ条ハ、家出ニ相成候得者、家屋敷御払代銀ニ而被下候事、」

^(第四卷)一、伏見之者召合有之節、付添人無之二付、糺之上、伏見・大坂とも、訴訟者本人斗出候とも、対決ニ者年寄附添、

^(第五卷)一、家替之儀、最初十五日被仰付候処、不埒ニ付願出、五日切被仰付、右日限之内家明不申候而猶亦願出候〔ハ、〕、

呼出、手錠可被仰付筈、

「明和亥年 御評儀書拔」(一)

― 明和期の京都町奉行所に関する史料の紹介と分析 ― (小倉)

(第六卷) 一、米切手出入、廿日限、前和四年亥十二月十三日、

(第七卷) 一、惣躰〔家出之者〕掛り合有之候得者、是迄三十日切・二十日切尋被仰付候得共、向後掛り合之品ニ不拘、何ニ而

茂二十日切可被仰付旨、尤出訴ニ不及以前之懸り合、不及頓着、

(第八卷) 一、奉公人立銀出入、最初より二十日切ニ不相濟時、又二十日切日延申付、以上二十日切三度ニ而都合六拾日目手錠、
(第九卷) 一、奉公人立銀出入、二十日切三、

右不相濟候得者、手錠、其上十日切り・五日切り申付、日切ニ而不相濟候得者、身上限濟方申付候事、

(第十卷) 一、町内立退者、二十日切、

但、家売渡候迄右家明不渡候ニ付、立退之義願出候得者、最早借屋ニ相成候事故、十五日切り、

(第十一卷) 一、手代引負、銀高双方相對之上相知候ハ、

手代手錠・二十日限濟方、親・請人江茂俱々濟方、追訴五ヶ度滞候ハ、親・請人之内手錠、

(第十二卷) 一、右同断、家出いたし候後出訴、親・請人召合せ、銀高相知レ候分、

親・請人江濟方・咎共ニ右同断、

(第十三卷) 一、右同断、銀高不相知旨、

二十日限り尋、親・請人江申付、

(第十四卷) 一、年貢未進米滞日切之儀、

二日切り三ツ、四ツノ手錠、

(第十五卷) 一、作徳出入、是迄之通切銀、

(第十六卷) 一、江戸方呼ニ来り、差下シ候旅入用金出入、

金六拾兩之内三拾兩者、江戸江下り候本人江三十日切申付ル、残三拾兩者、町役之者方可差出旨申付、

(第一七卷)
一、貸物損料格別多候得者、錢高金ニ直シ、御定法之日切被仰付、

(第一八卷)
一、惣半舍人江戸仕立御上ケ書、二月中ニ御上ケ之積り相極、田地・山書入ハ一応銀子ニ而被仰付、不埒ニ候得者、

引当相渡候様被仰付、

但、銀子半分茂渡候ハ、いつ迄も銀子ニ被仰付、夫共訴訟方引当請取候而ハ難儀之旨申立候ハ、銀子ニて

被仰付、

(第一九卷)
一、奉公人欠落、

親・請人江尋并立銀とも二十日切り三ツ、六十日満不相濟候ハ、実親江手錠之上二十日切り、

但、実親ニ而無之、親分ニ候ハ、六十日満不濟時者、最初方請人江手錠之上二十日切り、右二十日切之内

不相濟候ハ、親分之ものへ手錠之上二十日切り、

(第二〇卷)
一、元銀拾七匁八分ニ式拾八年之間ニ割之利足相加へ、証文ニ式割之利足相添可返旨有之、御評儀之上、利足一割半

之積り直シ、三十日切りニ被仰付、

(第二一卷)
一、論所村々出入中且地改手代等遣候付而者、諸入用割方之儀及出入候ハ、双方村割高二可申付事、

但、右割方之儀、享保十一年相極候趣書留有之候得者、出入之様子ニより割合之仕形違候故、此度御評儀之

上、出入之様子不拘右之通極ル、

(第二二卷)
一、平証文ニ家書入有之候得者、相対次第ニ被仰渡、御取上ケ無之、

(第二三卷)
一、三井寺順礼観音下稻荷大明神之神前ニ而天下泰平之祈祷相勤、洛中洛外・大津町中江十ヶ年之間毎年忝度宛御札

頂戴致させ度、信心之者ハ相請候様雑色・町代方申触候儀相願、此類御聞届被成間敷旨、御評儀相濟、

一、奉公人立銀出入、

二十日切三、不相濟候得者、右奉公人之親判之もの実親ニ候ハ、手錠之上十日切五ツ申付、右日限ニ茂不相濟候時、右実親身上限申付、主人へ相渡、不足有之候ハ、右之者身上持次第可願出候、請人とも過怠として三十日手錠可申付事、

但、親判無之、兄弟・伯叔父母之類親判代りニ相成居候もの、咎メ并身上限可申付、併夫有之女并妻同居之者者、自身身上ニ而ハ無之ニ付、其分者請人江可申付、併女名前ニ而身分^①ニ身上持居候ものハ、女ニ候とも身上限可申付事、

一、前書之通、親ニ無之もの并他人親判之時ハ、請人筆頭、前書之通身上限り、残り請人、何人有之候とも三十日手錠可申付事、

右両様とも、口入并連判一通り之もの江ハ頓着無之、

一、名目銀・其外借銀多、濟方無之付、家屋敷町中江相渡、借銀町中江引請候〔上〕右家不立退候ニ付、町中^②立退願出ニおゐてハ、最早町中之借屋同事ニ相当り候ニ付、十五日切ニ立退可申候、

一、盗人居町役人、咎メ無之事、

一、盗人、置主歟請人ニ而質物取候ハ、質屋損失之事、

一、盗もの置主・請人外ニ有之、其品盗人使ニ參、質取候ハ、質代金請人より償之事、

一、御構之もの差置候ハ、其者咎メ、町役人咎者、人別帳ニ右御構之者名前有之候ハ、咎メ可申付候事、但、人別帳改時節之間ニ而名前無之候とも、御構之もの店借り居候ハ、町役人咎付可申事、

一、一判ニ而盗もの質ニ取候ハ、質屋損失之事、

但、土佐守殿、二条江御伺之上也、

(石河政武、京都東町奉行)

(前司代)

一、御神事中、手錠・繩掛ケ不苦、

(第三卷)

一、手錠并町預ケ・足留等被仰付候もの、家替又者引取人方江相渡度旨願出〔候〕とも、御取上ケ無之、

(第三卷)

一、夫死後、後家義、夫之母対談之上親元江帰り居候処、夫より之讓銀高夫之母(本巻)「不」相渡候二付、後家之親(本巻)与

夫渡置候一札を以願出候節、二十日切り、

(第三卷)

一、金・銀・錢式歩以下一口願出候濟方不申付、

但、銀式拾目 三口都合ニいたし候得ハ、式歩

金壹歩 以上ニ成候間、何レ都合之

錢壹メ八百文 高を以濟方可申付候、

(第三卷)

一、手代引負いたし、并右手代を外町人為雇置候内、被雇先ニ而も引負いたし、主人与雇置候ものと連判ニ而親并奉

公人相手取、願出候処、連判ニ而願出候儀、不相当候、手代之引負ハ勿論主人方相願、雇置候ものハ、右引負人

を相手取可願出筋之旨相極、

(第三卷)

一、御扶持人棟梁を相手取、願出候共、軽キものなから御扶持も被下候ものニ付、対決者不被仰付筈、

(第三卷)

一、家出跡残置候厄介人并改道具、引取人江為引取度旨願出候得者、道具と同様ニ早々引取候様ニ被仰付候、

(第三卷)

一、夫々名代ニ罷出、及五ヶ度女ニ手鎖被仰付、例外ニ茂有之、

(第四卷)

一、実兄を不行跡ニ付行因不仕候様願、町役江御尋、無相違ニ付御聞置、

但、当時無宿同然ニ罷在候由、

(第四卷)

一、沽券状并屋敷書入、相対次第二申渡、

「明和亥年 御評儀書拔」(一)

― 明和期の京都町奉行所に関する史料の紹介と分析 ― (小倉)

但、沽券可相渡杯之文言并一町内ニ而沽券書入并引当取置候分ハ、濟方可申付、

一、職人小もの召抱、敷銀ニ渡候錢ニ而茂、弍貫文以下不取上、且勤居候内之飯代立させ度段相願候仕来ニ候得共、

不宜、取上なし、

一、宮・門跡・堂上方（第四二卷）町人招之儀、貸附金銀之儀ニ付対談とか相尋度事杯と申来候得者、本人斗參候様申付、尤吟

味之趣ニ而招候訳ニ茂相見江候得者、難差遣、吟味之儀御役所江被申立候儀者格別之旨申達、

一、穢多出入者、御直江不出、役人取斗、

一、後藤縫殿助名代、主用ハ上縁、自用ハ白砂、

一、御支配国之者、御裏判被遣候、

伏見・奈良・大坂もの相手之内ニ有之候得者、其所之奉行江切紙を以呼出し申遣ス、

一、宮・門跡方・堂上方家来相手取候得者、御附衆江被仰遣、両本願寺・仏光寺・興正寺・高田門跡・江州錦職寺家

来呼出し〔候〕儀者、役人手紙を以申遣ス、

一、西新屋敷合籠大工・藍染屋并穢多・非人・芝居役者・髮結、裏判不被遣、

但、合籠大工・藍染屋之儀、訴状ニ而不相分候得者、御裏判被下、

一、当地之者、大坂・堺・奈良・伏見之者相手取、願出候節、人数多分ニ而取上、其上ハ、縦令少人数ニ而茂、被相

手取候もの重キ方ニ而御取上ケニ極ル、

一、二条江上ケ物見出し、

何之儀ニ付申上候書付下認、

〔伺書見出し、点之分相除、認之、〕

一、掛り合有之者家出、追而相知、願出候節、懸り合之義相知候共、尋不申付、

但、裏判町役之もの相請口上家出之段申出候ハ、町役之ものへ尋可申付、裏判町役之もの江相附候節、家出いたし候旨申出候ハ、尋不申付、

一、裏判付候処、引取人江渡候段相断候ハ、引戻ニ不及、裏判相附候後、引取人江相渡候段申出候ハ、引戻シ申付、追而改而相對ニ而引渡、断出候様可申渡、

願人より相断候以後、引渡候旨願人申候共、願人右届候間、書付ニ而茂取置候ハ、引戻し可申付候得共、口上迄ニ而書付等も取不申候得者、裏判付候以前之引渡ハ引戻申付るニ不及、奉公人ニ而茂、是又右同断、

一、傾城奉公人・茶立奉公人、立銀日切同様、

一、金銀日切境、左之通極、

三貫目迄ハ三十日

三貫壹匁ならハ六拾日

一、牢舎人髪月代相止、手鎖預ケ之者ハ是迄之通、

一、勸化願、取上なし、

一、吟味筋懸り合ハ、引取不申付候、出入筋掛り合答ハ、引取申付候得共、近来ハ出入筋之答も引取不申付候、吟味掛り合答、或ハ出入筋ニ而も答ニ成候ハ、家替引取不申付候、引取願、裁許濟之後ハ答ニ候ハ、引取可申付候、最初手鎖掛り居候ハ、引取申間敷候、併右答之手鎖相濟候上可願出旨可申渡候、

一、証文之通年賦滞高者、二十日切ニ可申渡旨申渡、追訴へ入間敷、

一、牢舎被 仰付候もの家財政・家内預ケ之儀、

盜賊之分ハ直ニ改申付、家内も預ケ、且亦重キ御仕置可相成ものハ右同斷、其外輕キ事ニ而茂、牢舎ハ家内預、家財ハ改ニ及ましく候、小屋下預ケ茂右ニ准、

(第六〇卷)

一、疑ひニ而二三日小屋下預ニ而茂宿扶持、尤百日以上ハ御扶持、百日之間宿扶持、奉公人ハ請人江申付へし、

(第六一巻)

一、貸附銀之儀、

拜借被 仰付候ハ、是非沽券差出させ、是迄貸候ものも、町判無之候ハ、沽券取上可申候、尤貸附之節、

沽券狀銀高二不拘見改、聞合之高ニ而相応ニ貸附可申候、

(第六二巻)

一、仲ケ間事取上ケ無之ケ条、

芝居・相撲・能・辻打・見せ物、連判証文有之諸請負徳用割合請取定之証文在之分、

(第六三巻)

一、普請請負候ものへ諸色売掛ケ候ハ、仲ケ間事ニ難相立候、

但、普請場之内を分ケ、下請負之者茂、仲ケ間とハ難立候、

(第六四巻)

一、被盜もの質会所ト持出候節、置主・請人吟味之儀、持主へ見せ、無相違候ハ、置主・請人方江雑色・町代差遣、

所預申付、置主・請人江承、先々江罷越、所預申付置、呼出シ候事、

(第六五巻)

一、論所双方江渡候裁許書、程村卷紙、

(第六六巻)

一、婢年限滿、親有之ものハ、親江可渡、親無之ものハ、親類・身寄ものへ可渡、

(第六七巻)

一、京都上下年寄江戸下之もの、東西公事方立会、人柄見る、

但、随分念入相勤候様申渡、

(第六八巻)

一、阿蘭陀之儀、左之通二条へ被 仰上候、

江戸下向之節、

来ル何日京着、 帰国之節、

唯今京着、 唯今京着、

唯今出京、 今日出立、

(第六九卷)一、行衛不知もの触願、老若乱心者格別、其余者不被 仰付、

但、十五歳以下申付、

(第七〇卷)一、江戸并当地(京都)ニ而御法事中、御仕置帳不差上候、御神事中ハ無構差上候、

但、御神事中ハ軽罪も被仰付、

(第七二卷)一、諸借金有之、家出いたし帰候節、届出候ハ、急度叱、濟方申付、

(第七二卷)一、諸家之家来不埒筋有之候ハ、其筋々へ呼ニ出シ、若暇出シ候旨返答申越候ハ、右返答申越候ものお呼出シ、

幾日暇出し、何方江相渡候哉相札、呼出同日ニ暇出、受人杯へ相渡候儀ニ候ハ、暇出し候事ハ難相立候、前日

杯ニ候ハ、暇出し候儀、相渡候先々呼出、可遂吟味候、

但、堂上方家来、途中江引出、召捕候儀ハ、仕来之通、跡ニ而御附衆江可被仰遣、勿論途中ニ而口論等いたし、

召捕候節茂同断之事、

(第七三卷)一、一ヶ年上ヶ本取揃へ、極月末一名を以(所司代)二条用人江為持遣ス、

部(ウヂ)シ候もの斗被遣、草紙之類之物者不差遣、

(第七四卷)一、水論対決申付候上地頭役人江相渡、不相濟旨申出候付再応相渡、其上不相濟候得者、猶亦夫より六ヶ月取候事、

対決申付、難濟義者、地頭役人江二度程相渡、不相濟旨申出候得者、取上ヶ、可致吟味、地改等差遣候ハ、

地改濟、手代歸り取掛り之節より六ヶ月取ル、

「明和亥年 御評儀書拔」(一)

―明和期の京都町奉行所に関する史料の紹介と分析―(小倉)

江戸より御沙汰有之御吟味ものハ、最初之月より六ヶ月の上、

一、金銀出入、証文之本文ニ利足何程と申儀書載セ有之候得者、(第七五卷) 濟方申付、

別段ニ書載有之候得者、其所ニ印形無之候ハ、(條) 難取上ハ、一割半以上ニ書付有之候ハ、一割半之積りを以申付ル、

一、貸候年久敷候得者、元銀高少ニ而茂、元利積込候得者元利銀高二成候得者、此濟方之事、

享保元申年以來之分、濟方申付候、利合之儀ハ、老分半より高利之分ハ、老分半之割を以、何程ニ成候共濟方申付ル、

一、(第七七卷) 仲ケ間名前帳出有之向者格別、名前帳出無之分ハ、其職筋差留願候迎も申付間敷候、

但、右仲ケ間相立、名前帳差出候前ら其職筋致居候者、差留難申付候、右名前帳出候以後ら其職筋致居候ものニ候ハ、差留可申付候、

一、(第七八卷) 足留申付候役所ニ不拘、対談濟不申、出訴致候ハ、(第七九卷) 月番方ニ而御取斗、

一、公事出入扱、二十日切り、

遠国江拘候儀者、道法之日数除二十日、

一、(第八〇卷) 諸借銀証文、証文紛敷分ハ不取上候事、

一、(第八二卷) 御所・其外江乱心もの・捨もの類請取方、

御築地内、并御築地外ニ而茂宮・門跡・撰家方へハ、同心目付立会可被遣、御築地外堂上方・武家之分、請取もの一通ニ候ハ、下雑色可被遣候、

但、檢使之筋ニ候ハ、同心目付可遣候、

^(第八二卷)一、御城柵内請取者檢使番与力、柵外ハ同心目付可被遣候、

^(第八三卷)一、京より他国江・他国より京江引越届之儀、是迄之通、

^(第八四卷)一、御仕置もの払札、丹後半切、払ケ所認、

右之場所江立入申間敷事、

^(第八五卷)一、諸家打捨届、是迄之通二条へ申上、

^(第八六卷)一、掛り合二而尋請居候もの致家出候ハ、右之尋者右尋請居候もの家出之尋と二重尋申付方之儀、

是迄其ものへ尋申付置候得共、夫を町へ申付候筋二者有之間敷候間、尋受居候もの家出尋斗町江可申付事二候、

^(第八七卷)一、親鸞聖人之像を他家二而為拜、兩本願寺より差留願出候得者、差留、若先例有之、拜せ候旨申立候得者格別之事

二而、無左も候ハ、差障り有之上者、差留メ可申事、

^(第八八卷)一、宮・門跡方・堂上方家来呼出申遣候節、直二暇出し候故、毎度欠落いたし候間、科重キものハ引出し可召捕、輕

キものハ呼出し申遣、欠落いたし候ハ、其通之事二候、

^(第八九卷)一、証文取用候年限之事、

堂上方江拘り候輪旨・其外右之類ハ、如何程年古ク共用、上より被下候類ハ、慶長五年方之分可相用、讓狀・

古証文・古水帳・地頭方出置候書付等、疑敷事無之候ハ、如何程古く候共、証拠ニ取用可申事、且私ニ書記

^(第九〇卷)置候分并寺社縁起類ハ、難取用候、

一、金式歩 銀式拾目 錢五百文、

右以下二而相對申渡候得共、式貫文以下取上申間敷候、尤元錢五百文二而茂、利足相添式貫文以上ニ成候ハ、

取上、

但、口相對之貸錢ニ候ハ、日切可申付、証文有之貸附ニ候ハ、追而小貸会所調之上否申付へし、
一、金銀・其外何ニ而茂拾候旨訴出候得者、触ニ不及候、六ヶ月過落主不相知候得者、拾主へ不残とらせ、落主相知候ハ、半分とらせ可申事、

但、落もの尋之儀願出候ハ、触させ可申候事、

一、諸組与力・同心御切米売渡代銀滞、十日切、不相濟候ハ、手鎖十日切、

一、大名衆米買請代銀滞願出候得者、追訴ニ不入、追々二十日切、

一、追訴公事ニ而手鎖申付、度数重り候而茂相濟不申候節之儀、先手鎖申付、其上辻茂いつ迄茂延、

一、手代引負、手鎖被仰付、追訴及二十度ニ候ハ、身上限、

一、御幸火之元触、御延引申来候ハ、触返シハ不致、二条江者被仰上、

一、迷ひ子行衛相知候而茂、触返し無之、

一、裁許書・受書写度と申候得者写させ、口書写ハ不相成候、

一、諸家々来江御渡之書付、丹後奉書、

一、御所表御年回・其外重キ御法事申来候得者、東西申通、

一、宮・門跡・堂上方方町方之者呼出候儀、去ル申年被差出候触書之通、

一、家出跡諸道具相願候得者、引取人江引渡、尋者元町江其俣申付、

一、妻之親方離縁願出候而茂、夫之方ニ而常々之仕形、格別打擲等いたし、又ハ不法之事、町内ニ茂存知居候事ニ候ハ、離縁可申付候、困窮之類ニ而者難取上候、

一、養子いたし、養父母等茂相果候後、養家之親類方離縁願出候而茂、養子いたし候親共果候上ハ、親類願候而者離

一、養子いたし、養父母等茂相果候後、養家之親類方離縁願出候而茂、養子いたし候親共果候上ハ、親類願候而者離

縁難相成候事、

(第一〇五卷)
一、所司代欠之内重敲・山城國中扨迄者可申付儀、一旦有之候得共、相止、

(第一〇六卷)
一、支配町人、御大名・御旗本用達金子滞、寺社奉行江添状願出候得者、可遣、

(第一〇七卷)
一、追放ニ成候もの貸附置候金銀滞候ハ、親類^レ取立願候而茂不申付候、

糺之上此通極、

(第一〇八卷)
一、触書差出候儀ハ、(前同代)二条江伺、定式之儀ハ、相触候上追而写上ル、

(第一〇九卷)
一、東福寺万人会・小松谷御忌・空也堂四十八夜念仏・法花会式、(前同代)二条江被仰、御聞濟、

(第一一〇卷)
一、仲ヶ間名前帳出有之候分品替届取斗・酒屋株譲り替届取斗、是迄之通、

(第一一一卷)
一、質代錢償不相渡旨願出候而茂、御大法ニ而申付候訳故、相对次第之儀ニ而、無取上、

(第一一二卷)
一、過料錢貸遣候処不差返候ニ付願出候而茂、当人^レ如何様ニ茂いたし可差出義を取替遣候もの心得違ニ候得者、相对次第第二可申付、若取替候もの無之、相納兼候得者、其もの過料代り程之手鎖、

(第一一三卷)
一、大坂町奉行支配之もの并南都・堺・伏見右四ヶ所之者、所役人奥印訴状を以支配国之もの相手取、願出候へ者、取上、裏判遣ス、対決之節ハ、右四ヶ所共所役人差添、罷出候事、

(第一一四卷)
一、前書四ヶ所之外之もの願出候節者、其所之奉行或者御代官添簡無之候ハ、不取上候事、

(第一一五卷)
一、町統之外一地頭出入并跡式出入之儀者、地頭江願候様申渡、不取上、尤地頭役人非分之儀申出候とも、一応者地頭江可相願旨申渡、再応も非分之儀有之趣相願候ハ、一通り地頭役人江承糺、不分明ニ候ハ、相伺候上取斗、

(第一一六卷)
一、御老中・所司代・大坂御城代・若年寄衆・御側衆、

右之分領知出入、可及伺取斗、論所又者咎附候分或ハ品重出入ハ、裁許之儀相伺、質地・借金銀出入ハ、定法も有之ニ付、不及伺取斗、

(第二七卷)
一、一地頭ニ而寺社方地頭を相手取、願出候ハ、様子承札、地頭へ相願候様申渡、再応茂願出候ハ、一通り承札、非分之儀も不相聞候ハ、取上間敷候、如何之儀も相聞候ハ、伺之上可取斗、

但、聊茂他領江掛り候ハ、取上、可及吟味、

(第二八卷)
一、寺院之願、夫々本山方之添簡又ハ役者添簡を以可願候、本山無之候ハ、法類・塔頭ニ而茂與印無之候ハ、取上ケ間敷候事、

(第二九卷)
一、上訴訟ニ罷出候町人共、無断平世廊下江名代差出候儀、兼而名代相極り有之候ハ、廊下ニ、差掛り差出し〔候〕名代ニ上訴訟成間敷候、

但、貸附町人共へ兼而可申渡置事、

(第三〇卷)
一、公事出入之節、堂上方之家來付添出候節、帶劔之義、成丈ケ出間敷、

(第三一卷)
一、糸屋仲ケ間公事出入、いつニ而茂末へ出ル、是迄之通、

(第三二卷)
一、支配国之外之もの、当地江登り合、差掛り候儀願出候節之儀、

(第三三卷)
宿并町役人連判ニ而願出候ハ、取上ケ、可及吟味候、忝人願ニ而者取上間敷候、

(第三四卷)
一、支配外之者登り合居候を相手取、願出候義、願方町役連判ニ而罷出候へハ、取上、可及吟味、

(第三五卷)
一、淀城下之者、御裏判ニ極ル、

(第三六卷)
一、地役人江預ケ金銀・其外出入申出候時、家來呼出、相濟候様可取斗旨、役人より申渡、

頭支配有之分ハ、其頭支配江可申達、

(第二六卷)
一、所司代組・家中江出入之儀、

但、与力・同心之義ハ、組与力江役人手紙ニ而可申遣候、家中ハ、公用人へ可申遣、

(第二七卷)
一、大名・御旗本家中相手取出入之儀、支配国ニ候ハ、留主居・用達へ可申遣候、支配国之外之ものニ候ハ、無取上ケ、

(第二八卷)
一、手代引負出入之儀、出奔尋申付、本人不出候ハ、尋出候迄其通ニ差置、併出奔不致候内親・請人立会、引負之高并取逃之品等主人より親・請人江申聞、勘定等致、親・受人より可相立之一札差遣置候上、手代出奔いたし候ハ、吟味之上、親・請人江濟方可申付、

但、親・請人方証文不取候迪茂、当人之自筆か印形有之書付取置候而、員数分明ニ候ハ、濟方申付可然哉、
下ケ札之通、

(第二九卷)
一、諸商売人・諸職人、町之もの附添ニ不及、

兼而御役所江定り有之分ハ、町役付添ニ及間敷候得共、内分ニて定置候行事之分ハ、町之もの付添可然哉、下札之通、

(第三〇卷)
一、取噺并足留日数二十日之内否可申出旨申渡ス、

但、足留願出候ハ、相手尋相糺、無相違候ハ、足留可申付事、尤町役連判致させ可申事、

格別金銀高二而出奔可致候間、預ケ申付、吟味之儀願出候ハ、預ケ申付、

足留聞届遣、難差置程之不埒ハ取上ケ、預ケニ茂申付、一通り可遂吟味候、

足留申付候役所ニ不拘、対談不濟、出訴致候砌ハ、月番役所へ可願出候、

(第三一卷)
一、裁許并裏書不請、或者呼出日限不罷出候もの、

裁許不請もの、直ニ牢舎申付置、其余之もの呼出相糺、受印申付、入牢之もの弥不請候ハ、咎申付へし、呼出シ日限不參之ものハ、日数十日手鎖申付候、病氣ニ候ハ、名代之義書入可遣候、

差紙遣し不參之ものハ、日数二十日手鎖可申付候、

(第三卷)
一、吟味中旅宿ニ扣させ置候もの、無断罷歸り候ハ、早々呼登セ、手鎖十日、

(第三卷)
一、作徳米之事、質地証文ニ年月切トモ、作徳可致との文言有之候ハ、濟方可申付、

但、年限之内之滞、何年ニ而茂手限不切内之分ハ、渡させ可申候、流地ニ成候以後年数立、願出候ハ、流地以後之儀ハ勿論申付間敷候、

(第三四卷)
一、捨子相果候節取片付之事、

出生百日以下之捨子ニ候ハ、檢使ニ茂及間敷候、百日以上ニ候ハ、檢使可遣、尤外ニ片付候以後ハ不及頓着、

(第三五卷)
一、穢多ニ而茂牢舎追込、

(第三六卷)
一、触状墨を附、早速申出候ハ、叱り、隱置又者籠抹之もの、手鎖、

日数品ニ寄へし、

(第三七卷)
一、触状直手紙之向ハ、呼出、役人手紙を以可呼出候、

(第三八卷)
一、相手取候もの名前又者所違之節、不調法之段願出候得者、急度叱り可申渡事、

(第三九卷)
一、追訴公事名代多差出候節、初対決之節、若名代も不差出候もの有之候ハ、翌日早々呼出、(品)ニ寄咎可申付候、

当日品相分り候事ニ候ハ、一件裁許可申付候、

(第四〇卷)
一、宮・門跡・撰家衆家来呼出候節之文言、

宮・門跡・撰家衆ハ御家来と認、

准門跡之分ハ家来と認、

納言以上、誰殿と認、

納言以下ハ何家と認、

(第一四卷)
一、論所地役手代、褒美不及、

(第一四卷)
一、養子持參金取戻シ日切、不縁之相對調候而持參金不戻、無是非養家ニ罷在候ハ、養子可差戻旨申渡、持參金ハ二十日切、追訴ニ入、

利不尽ニ実親元江罷歸り居候而持參金之義願出候ハ、養家へ可差返旨可申渡候、

(第一四三卷)
一、妻死後、持參道具・持參金共親元へ取返し候儀者、相對次第、

不縁ニ而持參金・道具共不戻旨願出候ハ、取上ケ、二十日切、追訴ニ入、養子茂同斷、

但、道具之儀ハ、相對ニ而売払候ハ、其通り有合候品斗可差返候、尤質物ニ置候ハ、請戻し可返、

(第一四四卷)
一、裁許通ニ而濟候義を追而届出候茂有之、不届出も有之、

いづれ茂不及頓着、

(第一四五卷)
一、被盜物五日之内ニ而不訴出候へ者、其品出候共遣問敷事、

日数何日立候共、盗人出候前ニ訴出候ハ、とらせ可申、是迄之通可然候、

(第一四六卷)
一、開帳・為拜差別、

開帳者卒都婆都・善之綱引、

為拜ハ右二品なし、

「明和亥年 御評儀書拔」(一)

―明和期の京都町奉行所に関する史料の紹介と分析―(小倉)

(第一四七卷)
一、所司代御巡見之節、御仕置不申付事、

是迄之通、併差支有之候節ハ相伺可申事、

(第四八卷(伏見船元總))
一、坪井喜六江戸拜礼、伏見奉行欠之節添状之事、

當時川方取斗、

(第一四九卷)
扱不被成候分

一、火附 盜賊 人殺 人勾引

逆罪 庄屋非分 博奕

隠売女 朽之事可

右之外ニ茂、公儀江拘り候出入ハ、取嘸願候迎も嘸セ申間敷事、

(第一五〇卷)
一、追訴公事之節、煩不參之分ハ其通、

(第一五一卷)
一、公事出入初対決之節、双方ち差出候証文を以裁許申付候分、写差出させ候ニ不及、

(第一五二卷)
一、都而御扶持被下候御家人之分、吟味もの御目付立会(大政)可申候、其外ハ、吟味御目付不立会、落着之節立立会候様御下

知ニ候得者、格別之事、

其時者、先格を以所司代へ伺へし、

(第一五三卷)
一、輕罪申渡もの、一件切ニ白洲へ可差出、

(第一五四卷)
一、所司代御屋敷ニ而式日公事御聞被成候茂、是迄之通、

(第一五五卷)
一、御箱訴状入候月番ニ不拘、いつ入候共、二条(所司代)御渡被成候方ニて可取調、

(第一五六卷)
一、宮・門跡・堂上方町宅之家来揚屋入家財改、同心目付差遣候儀、町人共家財改同様可取斗、

但、主人屋敷内ハ不差遣候、御附(御寄)へ懸ケ合可申候、

(第一五七条)

一、同家来吟味中可預ものハ、差添人江預ケ可申事、

(第一五八条)

一、実父相果候後妻ヲ勘当願之事、

幼年より十七歳以上成生迄茂預ケ、養育候ハ、恩義有之義ニ候間、母ニ准候事ニ候条、異見も不用候哉之儀

相尋、親類一縮(縮)ニ願候ハ、町中ニ異見致させ候上、猶又町中ニ為請合候上、勘当願可聞届事、

(第一五九条)

一、囚人死骸、科之軽重ニ不拘取捨、軽キ科之もの死骸、親類ヲ被下候様願出候時之儀、

軽キ科之ものニ而死骸被下候程之ものニ候ハ、病氣重ク成候節、出牢預ケ申付、返し候、病氣重ク候而茂出

牢不申付候程之もの、死骸願候而茂不被遣候事、

(第一六〇条)

一、関東 御産月ニ而茂、無構御仕置申付ル、

(第一六一条)

一、京・大津米屋共米代滞ハ、会所役人より連印相願候儀、御聞濟、

(明和七年)

寅七月

(第一六二条)

一、米会所頭取・組頭、商売之儀ニ付願出候得者、差出し、役人取捌、

同八月ニ承之、

(第一六三条)

一、公事日ニ申下いたし、不相濟候旨月跨申出候得者、月番方へ送ル、

(裏見返し)

〔方郭朱印「篠山蔵本」〕

※第二章以下は「明和亥年 御評儀書拔」(二)に続く。

「明和亥年 御評儀書拔」(一)

―明和期の京都町奉行所に関する史料の紹介と分析―(小倉)

注・文献

- (1) 三浦周行「江戸時代の裁判制度」『法制史の研究』岩波書店、一九一九年。小早川欣吾「近世の裁判組織と審級及管轄に関する若干の考察(三・完)」『法学論叢』第三二卷第四号、一九三五年。平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」創文社、一九六〇年。朝尾直弘「近世封建社会の基礎構造―畿内における幕藩体制―」御茶の水書房、一九六七年(のち同「朝尾直弘著作集 第一巻 近世封建社会の基礎構造」岩波書店、二〇〇三年に収録)。京都市編『京都の歴史5近世の展開』同6「伝統の定着」学芸書林、一九七二・七三年。鎌田道隆「近世都市・京都」角川書店、一九七六年。同「京 花の田舎」柳原書店、一九七七年。神保文夫「近世私法史における「大坂法」の意義について―大坂町奉行所の民事裁判管轄に関する一考察―」平松義郎博士追悼論文集編集委員会編「法と刑罰の歴史の考察―平松義郎博士追悼論文集―」名古屋大学出版会、一九八七年。藤井讓治「京都町奉行の成立過程」京都町触研究会編『京都町触の研究』岩波書店、一九九六年(のち同「近世史小論集―古文書と共に―」思文閣出版、二〇一二年に収録)。村田路人「幕府上方支配機構の再編」大石学編『日本の時代史16享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年。拙著「江戸幕府上方支配機構の研究」塙書房、二〇一一年。拙稿「近世の法」『岩波講座日本歴史 第一二巻近世三』岩波書店、二〇一四年。岩生成一監修『京都御役所向大概覽書 上巻』同「下巻」清文堂出版、一九七三年。京都市歴史資料館編『京都武鑑 上』同「下」京都市歴史資料館、二〇〇三・〇四年。
- (2) 『新訂 寛政重修諸家譜 第十四』統群書類従完成会、一九六五年、六三頁。同「第五」一九六四年、四二七〜八頁。「京都便覧」京都市編『京都の歴史10年表・辞典』学芸書林、一九七六年。
- (3) 木村礎ほか編『藩史大事典 第五巻 近畿編』雄山閣出版、一九八九年。『新訂 寛政重修諸家譜 第十二』一九六五年、九二頁。前掲「京都便覧」。
- (4) 江戸中後期において幕府の役職に就任する大名やその家来が、役職の経験者・関係者から業務上必要な史料を引き継いだり、借りて写すことは、しばしば行われた(大友一雄「幕府寺社奉行と文書管理」高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究―史料空間論への旅立ち―』北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年。同「天保期における老中職公用方役人と情報管理―老中日記の作成と収集―」関東近世史研究会編『関東近世史研究論集3幕政・藩政』岩田書院、二〇一二年)。
- (5) 安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」(一)(二・完)―一八世紀後半の京都町奉行所関係文書―」『大阪市立大学 法学雑誌』第五四巻第一号・第五八巻第三・四号、二〇〇七・一二年。

(6) 宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』清文堂出版、二〇〇八年。

(7) 『新訂 寛政重修諸家譜 第十』一九六五年、三一五―六頁。『同 第五』一九六四年、二九三―四頁。前掲「京都便覧」。

(8) 鎌田「京都町奉行」前掲『京 花の田舎』。

(9) 安竹貴彦氏も、「翁草」や「よしの冊子」などの良質な史料をもとに、石河政武が実際に名奉行であったことを確認している（前掲安竹「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」（二・完）」）。

【付記】

史料の閲覧・翻刻につきまして、篠山市教育委員会・同市立青山歴史史村のみなさま、および青山歴史史村名誉館長の故畑治男先生には、まことにお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費二六八七〇七・二六、二五二八五〇〇六、二六二八四〇九五の助成を受けたものです。また、本研究は、平成二八年度関西大学若手研究者育成経費（個人研究）において、研究課題「江戸幕府の京都における法令・裁判に関する実証的研究」として研究費を受け、その成果を公表するものです。